

NATIONAL
D I E T
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2023.1

国立国会図書館 月報



特集 国会議事堂の中の図書館

国立国会図書館 国会分館

建築史の専門家に聞く 堀内正昭氏インタビュー

帝国議会の“図書館”はどこにあったのか？

電子書籍・電子雑誌の収集範囲の拡大について —オンライン資料収集制度のご紹介—



新年のごあいさつ

国立国会図書館長 吉永元信

謹んで新春のお慶びを申し上げます。年頭に当たり、皆様のご支援、ご協力に心から感謝申し上げます。

昨年は、激動する世界情勢を背景に、エネルギー問題、食料問題、物価の高騰など、人々の暮らしに直結した課題が次々と浮上し、平和で安定した社会への希求がこれまでになく高まったように感じられます。多くの課題に直面する時にこそ、検討や議論、判断の際に、蓄積された信頼できる知識が必要とされる場面が増えるものと思われます。国立国会図書館は、国会活動の補佐、国内外の情報資源の収集・保存・提供等を通じて、引き続き皆様の知的活動を支えてまいります。

さて、当館は「国立国会図書館ビジョン2021-2025」国立国会図書館の「デジタルシフト」に基づき、皆様の知的活動と情報資源を的確につなぐことを目指して様々な取組を進めております。昨年、デ

ジタル化資料のうち絶版等の理由により入手困難な資料をインターネット経由で送信するサービス（個人向けデジタル化資料送信サービス）を開始し、膨大な資料をいつでも、日本中のどこからでも利用できることへの好意的な評価を数多く頂きました。このサービスの実施に当たっては、関係の皆様からご理解と多くのご協力を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。さらに、デジタル化資料の提供拡大と利便性向上において、本年前半にかけて幾つかの改善を図りますので、ご報告します。

まず、デジタル化した所蔵資料の検索・閲覧サービスは「国立国会図書館デジタルコレクション」により提供しており、国内刊行図書については、従来1968年までに刊行されたものが中心でしたが、令和2年度と令和3年度の補正予算により、大規模なデジタル化が可能となりました。このデジタル化が完了すれば、1987年までに刊行された図書約62万点が追加され、約

20年間分が一挙に進捗します。そのうち、令和2年度補正予算分については、入手可能性の調査手続が終了しましたので、本年1月又は2月から個人向けデジタル化資料送信サービス等のコンテンツとしても提供を開始します。また、個人向けデジタル化資料送信サービスは、従来はストリーミングによる閲覧のみでしたが、本年1月下旬にはお手元でのプリントアウトも可能となります。

そして、昨年末の「国立国会図書館デジタルコレクション」のリニューアルにより機能改善を図り、247万点のデジタル化資料の全文検索が可能になりました。求める情報が掲載されている資料の迅速な発見、言葉の使われ方の変遷の研究など、様々なご活用いただけます。令和2年度補正予算等によりデジタル化したコンテンツも、準備が整い次第、順次全文検索の対象に追加していきます。

次に、当館は、視覚障害者等の書籍等へ

のアクセス改善に力を入れておりますが、OCR（光学的文字認識）処理により作成したテキストデータ247万点を対象に、既にアクセシブルな電子書籍が販売されているタイトル等を除き、本年3月頃を目途に、視覚障害者等用データ送信サービスにより提供を開始する予定です。未校正のテキストデータではありませんが、視覚障害者等関係者のご意見を頂戴しつつ、出版関係の皆様のご理解を得て、有用なサービスが実現できますよう努めてまいります。

さらに、当館のアーカイブ機能の強化として、私人が出版・公開したオンライン資料（電子書籍・電子雑誌）の収集について、これまでは無償かつDRM（技術的制限手段）なしの資料を収集してきましたが、昨年の国立国会図書館法改正により、本年1月からは有償・無償の別、DRMの有無にかかわらず、広く収集・提供をすることになりました。出版関係の皆様のご理解・ご協力を得ながら、オンライン資料の収集に

努め、国民の重要な知的資産として、現在と未来の利用者のために蓄積・保存してまいります。

「デジタル化は手段であって目的ではない」という意見をよく耳にします。当館の取組に即して考えるならば、資料デジタル化を始めたデジタル情報基盤の構築だけで満足せず、その基盤を足掛かりに、皆様の知的活動を支えるために何ができるかを見極め、実現していくことが当館に求められていると思います。社会の変容に対応しつつ、国会、国民の皆様へのニーズに的確に応えたサービスの実現、そして、変革のその先にある豊かな未来の創出に貢献できるように、引き続き取組を進めてまいります。本年も、皆様のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

国立国会図書館 月報

NO. 741
JANUARY 2023

CONTENTS

新年のごあいさつ

3 『国会のはなし』

— 新時代を担う若者たちに向けて —

今月の二冊 国立国会図書館の蔵書から

26 館内スコープ

誰がために議員はある

32 本屋にない本

『閣議付議事項の件名等目録』

33

N D L
T O P I C S

7 特集 国会議事堂の中の図書館

8 国立国会図書館 国会分館

12 建築史の専門家に聞く 堀内正昭氏インタビュー

16 帝国議会の「図書館」はどこにあったのか？

27 電子書籍・電子雑誌の収集範囲の拡大について

— オンライン資料収集制度のご紹介 —

30 国立国会図書館関西館開館20周年記念企画展示

万博タイムトラベル



表紙：「國會議事堂之圖」
荒川藤兵衛 画 荒川藤兵衛 明
治 21 (1888) 年 1 枚 25×34
cm (『憲法発布式等之図』所収)
<請求記号 寄別 7-5-1-5>

明治 21 年に出版された石版画。
架空の国会議事堂の前に、板垣
退助、榎本武揚、大隈重信、勝
海舟を思わせる 4 人が立つ。

『国会のはなし』 —新時代を担う若者たちに向けて—

藤本 守



国会のはなし 社会科文庫 (C5)

佐藤達夫 著 三省堂出版 1949 211p; 19cm
<請求記号 児31-S>
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1168184>

『国会のはなし』は1949(昭和24)年に三省堂出版が高校生までの学生向けに刊行した社会科文庫の1冊です。社会科文庫は、戦後の教育制度で新たに導入された社会科学習の一助となることを目的に刊行されました。

著者の佐藤達夫(1904~1974)は、内務省から法制局(現在の内閣法制局)に転じた官僚で、戦後は法制局の幹部として日本国憲法の制定に深く関与したことで知られています。その後、内閣法制局長官、国立国会図書館専門調査員を経て、1962年から1974年まで人事院総裁を務めました。

執筆当時は現職の法制意見長官(現在の内閣法制局長官に相当)であり、いわば法律の専門家であった佐藤ですが、「国会のあの複雑な組織とはたらきを、やさしく、しかもできるだけ正確に伝えるということは、つくづくむずかしい仕事だと感じました」と「まえがき」で述べています。確かに、国会に関する法令には、憲法、国会法のほか、各議院での会議の手続等を具体的に定めた議院規則などがあり、難解だと思われる方もいるでしょう。

しかし、佐藤は、戦後の民主主義において、国会は国の政治で最も重要な場であり、「私たち国民によって選ばれた私たちの代表者」



「むかしの選挙」



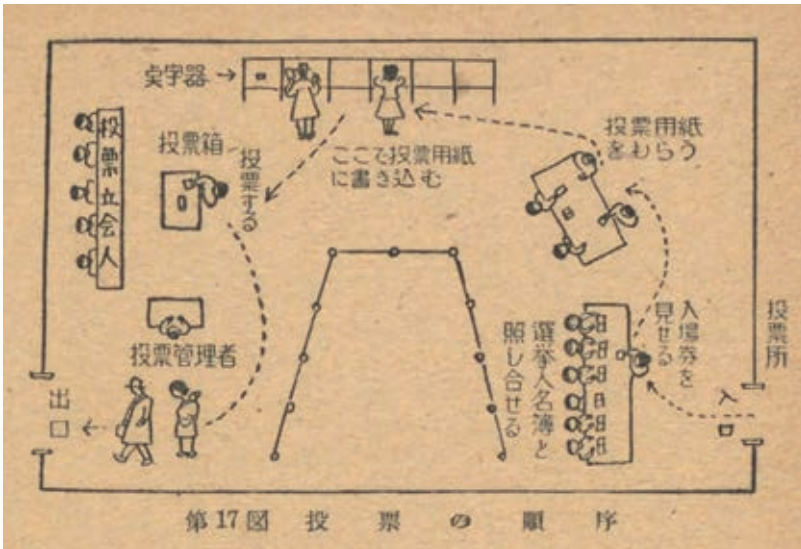
「いまの選挙」

第15回 むかしの選挙といまの選挙

選挙人名簿
 理だと思ふ人たちが選挙から除外されるわけです。
 とところで、選挙権をもっている人が投票するためには、その人の名前が選挙人名簿にのってなければなりません。選挙の時に投票に行きますと、まず入口で名前を尋ねられ、この名簿にのっていることをたしかめてから投票用紙をくれます。この名簿は毎年九月十五日現在で、過去六箇月以上その市区町村に

や禁錮の刑罰に処せられ、また刑務所にいる人などは選挙権は與えられません。それから選挙法違反の犯罪で刑罰に処せられた人も一定の期間選挙権がありません。
 この人たちのほかには、男も女も、お金持でも貧乏人でも、満二十歳以上の国民はだれでも選挙権をもっています。このように国民がひとしく選挙権をもち、選挙に参加できる制度を普通選挙制度といえます。
 わが国でも昔の選挙法では、財産をもっていて税金をおさめる人だけが選挙権を與えられていました。このようなのを制限選挙制度といえます。また最近まで女の人は選挙権をもたなかったのですが、昭和二十年終戦後の衆議院議員選挙法の改正で、はじめて女子にも選挙権が與えられ、それと同時に、それまでは年齢の要件が二十五歳以上でなければならなかったのが、年齢二十歳以上ならばいゝことになったのです。このために選挙権をもつ人（有権者といえます）の数が二倍半以上にふえました。
 新憲法も、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」（二十五條）と定め、また、先にお話したように選挙人の資格について性別や、財産などによる差別を禁止しています。これは民主主義の原則からいって当然で、だれがみても無

「むかしの選挙」(戦前の制限選挙)と「いまの選挙」(戦後の普通選挙)を表現した挿絵



投票所の様子を描いた挿絵。挿絵の直前では、「ここが投票所の入口です。今日はお天気のいいせいもある、朝早いのもうたくさん来てますね。」と投票所にいるかのように読者に語りかけています。

が集まる「私たちの国会」を十分知る必要があると語ります。そして、やさしい言葉で国会制度を解説しています。

例えば、本会議での発言の事前通告ルールについては「みんなが口々にかつてなことを発言しては議事が混乱してしまいますから、発言はあらかじめ通告しておかねばならないものとなっております」、また衆議院の解散については「内閣が国民の信頼を得ているかどうかをためす方法」であり、総選挙で「内閣に味方をする議員がたくさん当選すれば、国民は内閣を信頼していることがわかるわけです。もし、その結果があべこべならば、国民は内閣を信頼しないということになります」といった具合です。

本書を通じて、佐藤の語り口は軽やかです。議員選挙の投票所での実際の動きは「さあ、いよいよ今日は投票日です。ごいっしょに投票に出かけましょう。先日市役所から配って来た入場券を忘れないでお持ちくださいよ」、国会議事堂の紹介も「さあ、正門に来ました。正面に玄関が見えるでしょう」、「私たちは裏手の入口からいきましょう」と、あたかも佐藤が読者の隣で案内しているかのようです。

わかりやすさを求める工夫は、佐藤が妻の



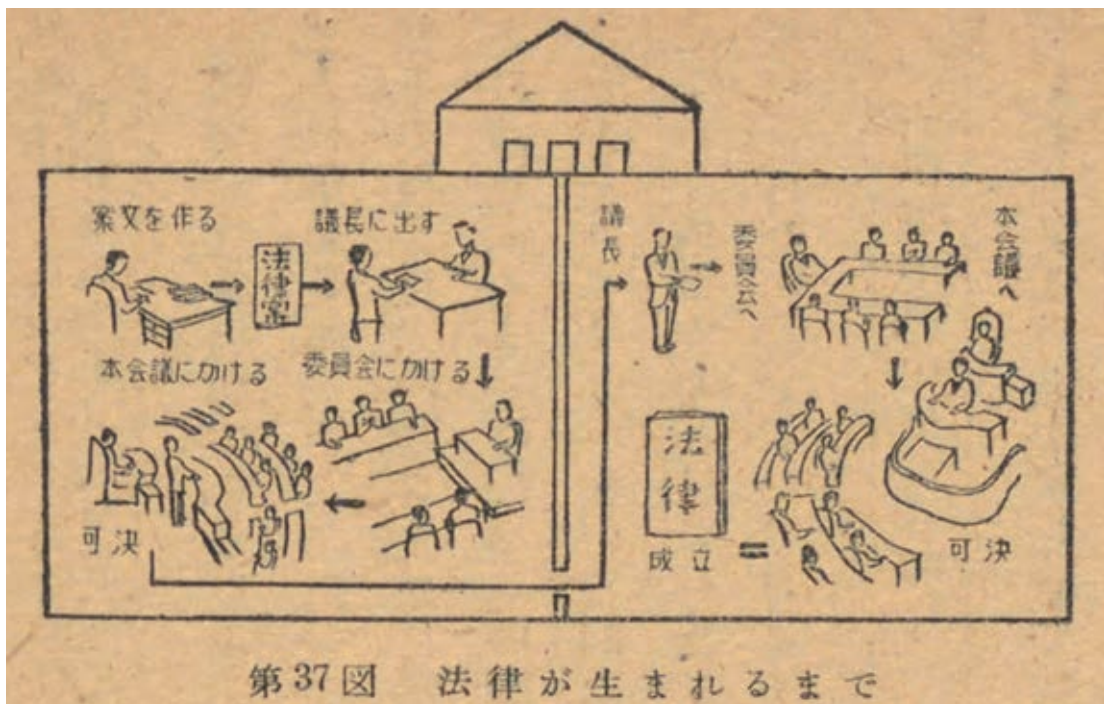
第33図 起立による表決

国会審議について紹介した挿絵(第33図、34図、37図)。ちなみに右の「どうどうめぐり」(堂々めぐり)は、国会の本会議における投票の際に、議員が演壇を回って列をつくる様子を表したもので、国会関係者が使う用語として知られています。



第34図

記名投票による表決(どうどうめぐり)



第37図 法律が生まれるまで

佐藤雅子(1909~1977)と共に描いた約30点の挿絵にも表れています。佐藤は中学生時代に牧野富太郎と交流して以来、植物学の造詣を深め、後年にはエッセイを添えた草花のスケッチ画集を刊行しています。また、妻の佐藤雅子は後に料理研究家となりますが、エッセイ集を刊行したり、彫金や木彫に打ち込んだりと多才な人物でした。「さしえは、私たち夫妻がいろいろふうしてみずから描きました。へたなしろうとの画でとてもお恥ずかしいのですが、かえってその方がおもしろいかも知れないと思っています」と佐藤は書いていますが、柔らかで温かみのあるタッチで描かれた挿絵は、どこかユーモラスな印象も生み出しています。

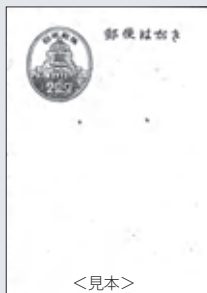
本書の「むすび」で、佐藤は戦前の政治を振り返り、「私たちは他人まかせの政治によってひどい目に会ったことを忘れてはなりません」と語っています。これは、佐藤が若い世代に向けて「私たちの国会」を語ることの一歩の動機を表現したものでしょう。しかし、本書には教条的な堅苦しさはなく、佐藤の言う「やさしく、しかもできるだけ正確に伝える」という姿勢が貫かれています。新時代の「私たちの国会」を担う若者たちに対する佐藤の温かなまなざしが感じられる一冊です。

クイズ形式の書き出し 動物・植物・鉱物です。それは何でしょう？

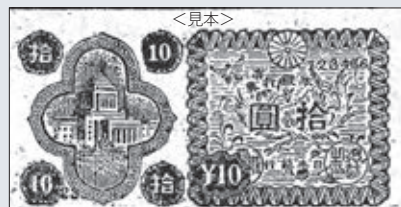
若い世代向けの工夫でしょうか、第一章は「動物・植物・鉱物です。それは何でしょう？」という書き出しで始まります。これはNHKラジオで当時公開放送されていた人気クイズ番組「二十の扉」から着想を得たものと思われます。

「二十の扉」は、「動物」「植物」「鉱物」で構成されているものを当てるクイズです。回答はあらかじめ会場の聴衆に知らされます。回答者は、司会に対して20個まで質問することができます。例えば「これは動物です」という問題の場合、回答者は「実在しますか?」「加工品ですか?」「デパートで売っていますか?」といった質問をしながら、司会とのやりとりや聴衆の反応を手がかりに正答を導き出す必要がありました。また、「これは動物・植物です」といった組み合わせ問題も出題されました。

話を元に戻すと「動物・植物・鉱物です。それは何でしょう？」という書き出しは、この3つでできているものは何?と聞いているのです。正解するのはなかなか大変そうですね。そこで佐藤は、当時の十円紙幣や二円郵便はがきの図案に出ている建物は何ですか?と読者に問い直します。答えはもちろん「国会議事堂」です。そして佐藤は、本書のテーマである「私たちの国会」について語り始めます。



(左)『官報』第6494号 二円郵便はがきの様式 1948年9月6日付
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2963030/3>

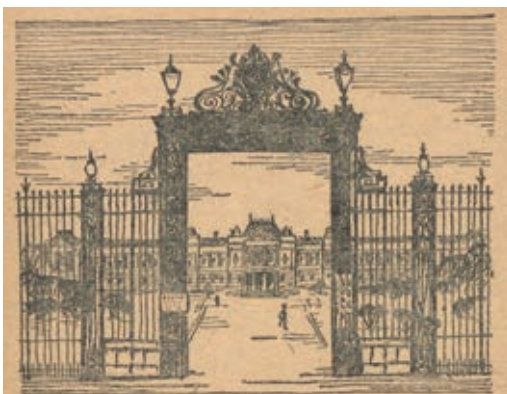


(右)『官報』号外 十円紙幣の様式 1946年2月17日付
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2962234/8>

「動物・植物・鉱物です。それは何でしょう?」——うっかりすると鐘が鳴りだすですね。鐘が鳴ってしまっただけでは、あとのお話が読めなくなってしまうので、この本もこゝでおしまいになってしまいますから、二十の扉はやめてちがう聞き方をしましょう。「皆さんは十円の紙幣や、二円の郵便はがきをよく見なれてはいますか?」というとき、皆さんは口をそろえて「ふん、やさしいや。」「あら、知ってるわ。」——「それは国会議事堂です。」と一発であててしまいますね。

それでは、なぜ紙幣やはがきなど私たちが日常親しんでいるものに、この図案が選ばれたのでしょうか。

第1章「扉をひらく」の書き出し部分



本書には、赤坂離宮時代の国立国会図書館の姿も描かれています。本書の刊行当時は、国立国会図書館のほかに、法務府（現在の内閣法制局）や裁判官訴訟追委員会、裁判官弾劾裁判所も同居していました。

(注記) 引用の旧字は新字に、旧仮名遣いは現代のものに改めました。

特集

国会議事堂の中の

図書館



国立国会図書館 国会分館

調査及び立法考査局 国会分館



国会議事堂正面。国会分館は赤枠に位置しています。

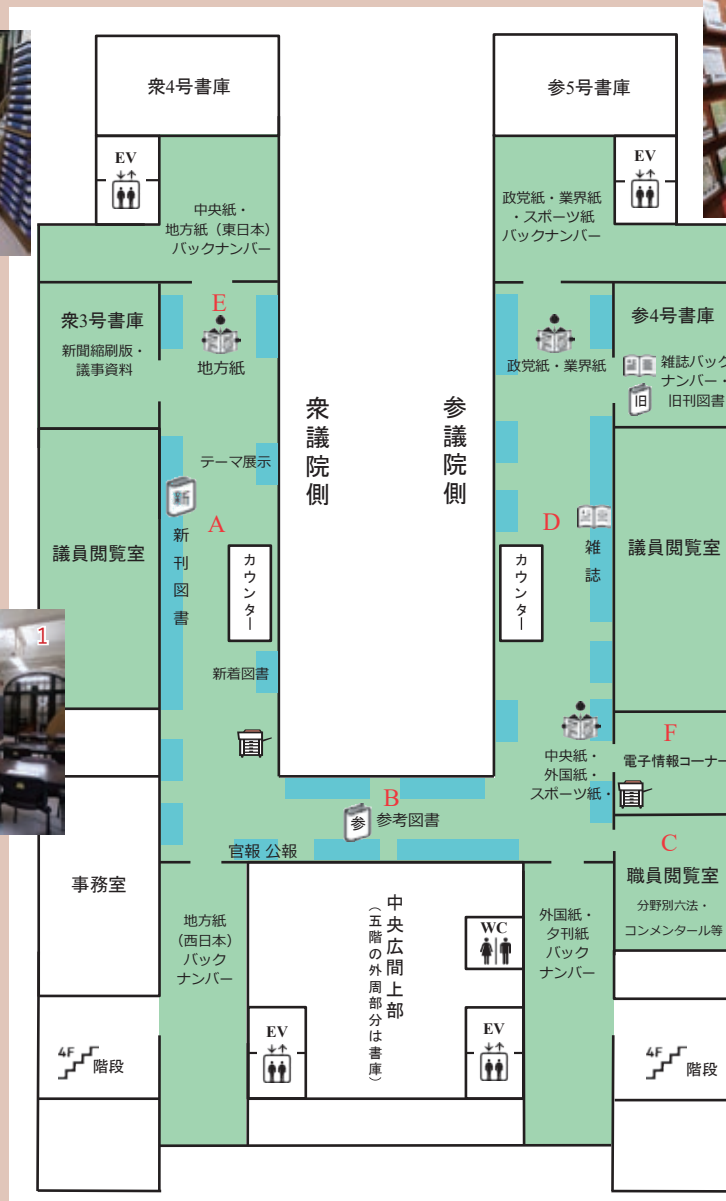
議事堂内の小さな図書館

国会議事堂の中央塔、その下に小さな図書館があることをご存じでしょうか。昭和一一（一九三六）年に現在の国会議事堂の建物が竣工した際、議事堂本館四階の衆議院側と貴族院側それぞれに図書閲覧室と書庫が設置されました。その両院の施設と蔵書を継承し、昭和二三（一九四八）年の国立国会図書館の設立に伴って発足したのが国立国会図書館国会分館です。小規模な図書館ながら、国会議員やその秘書、衆・参両議院の職員など、国会で働く人々に対して国会の活動に必要な最新の情報を迅速に提供する議会図書館としての役割を果たしています。

多様なニーズに合わせた蔵書構成

国会分館では、テニスコート約二分の限られたスペースに、国政審議に関する調査研究活動を行うために有用な様々な資料を配置しています。衆議院側には、主にその年に受け入れた新刊図書が並んでいます。政治や経済など社会科学分野の図書を中心に、入門書から学術書まで幅広く取り揃えています。

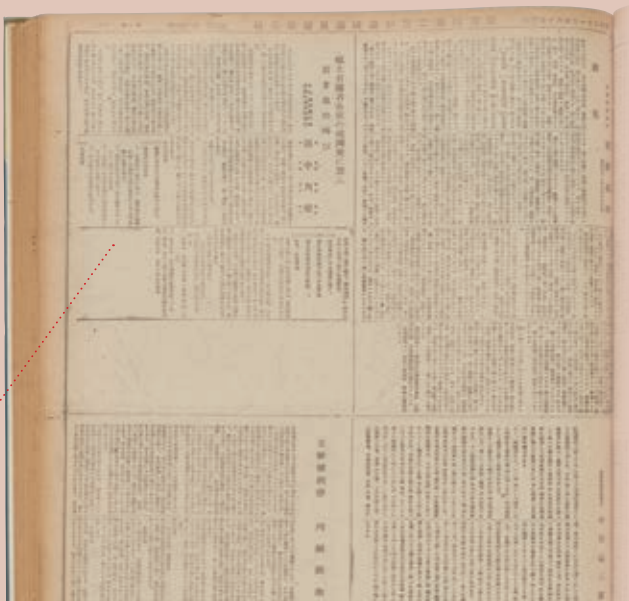
国会分館内案内図



※国会分館は、一般の方は利用することができません。

ます（写真1、案内図A）。衆議院側と参議院側をつなぐ廊下の両側と、その突き当りにある職員閲覧室には、辞書・辞典類や統計集、分野別六法やコンメンタルなどが並んでおり、様々な分野の調べ物に対応することができます（写真2、案内図B・C）。毎週一〇〇冊程度の図書を新しく受け入れており、五階の書庫等にある旧刊図書も併せて約七万冊を所蔵しています。参議院側には、学術誌や論壇誌からビジネス誌、週刊誌まで、約四〇〇誌の雑誌が並んでいます（写真3、案内図D）。新聞は、全国紙や政党紙、業界紙のほか、全国各地の地方紙をおおむね一県につき一紙以上所蔵しています（写真4、案内図E）。地方紙は、全国から選出された国会議員が地元の情報をチェックするために欠かせない資料です。電子情報コーナーでは、国立国会図書館本館の施設内と同じように、各種データベースや国立国会図書館のデジタル化資料を利用することができます（写真5、案内図F）。

6 『選挙公報』[1946]
 <分館請求記号 参考/
 A/ ミドリ>



国会の歴史を語る所蔵資料

国会分館では、政治分野の図書や専門誌、議事資料、政党紙、選挙公報など、国政審議と特に関連の深い資料を長期保存しています。特に議事資料については、衆議院・参議院（貴族院）両図書館が所蔵していた戦前からの資料を引き継いでおり、帝国議会時代の会議録など、国会の歴史を記録する資料を所蔵しています。

貴重な所蔵資料の一例としては、男女普通選挙制の採用後初めての選挙となった第二回衆議院議員総選挙（昭和二年四月一〇日実施）の選挙公報が挙げられます。片山哲、三木武夫、田中角栄など著名な政治家のほか、日本で初めての女性国会議員となることを目指した候補者たちの政見や公約が掲載されており、戦後の変革期に政治の世界に身を投じた者たちの奮闘ぶりを垣間見ることが出来ます（写真6）。

国会で働く人々の身近な図書館として

国会分館は、議事堂内にあるという立地を生かし、国会で働く人々に対し、



(左から) 衆三号書庫の衆議院会議録、衆三号書庫の参議院会議録、新着図書コーナー



テーマ展示



議員閲覧室

国会分館内にあるスタンドグラス 国会議事堂2階にある吹き抜けの中央広間からも同じスタンドグラスを見ることができる。



必要とされる資料を迅速に提供することで国会の活動を補佐しています。至急の資料提供の要望にも対応できるよう、衆・参両議院のいずれかで本会議または委員会が開かれている間は、審議が深夜にまで及ぶ場合であっても開館しています。

国会の歴史を語る資料とともに歴史を刻んできた小さな図書館は、これからもこの場所で、国会で働く人々の最も身近な図書館としての役割を果たし続けていきます。

建築史の専門家に聞く

堀内正昭氏インタビュー

「国立国会図書館国会分館」は、国会議事堂の4階部分（書庫は5階部分）に位置しています。

国会議事堂の中央には塔があり、そこは9階建てです。そのうち、議事堂の主要階は1～3階といえ、4階以上の内部空間に、建築史の観点から注目が集まることは、従来さほどありませんでした。

今回、建築史を専門とする堀内正昭先生にインタビューを実施しました。堀内先生は、帝国議会議事堂や国会議事堂の建築について長年研究を行っており、令和3（2021）年に『国会議事堂の誕生 仮議事堂からの5代にわたる建築史（1886-1936）』を上梓されたばかりです。

議事堂の建築の観点で、4階を中心とした図書館エリアの特徴をどのように考えることができるかについて、お考えを伺いました。（2022年9月26日インタビュー実施）

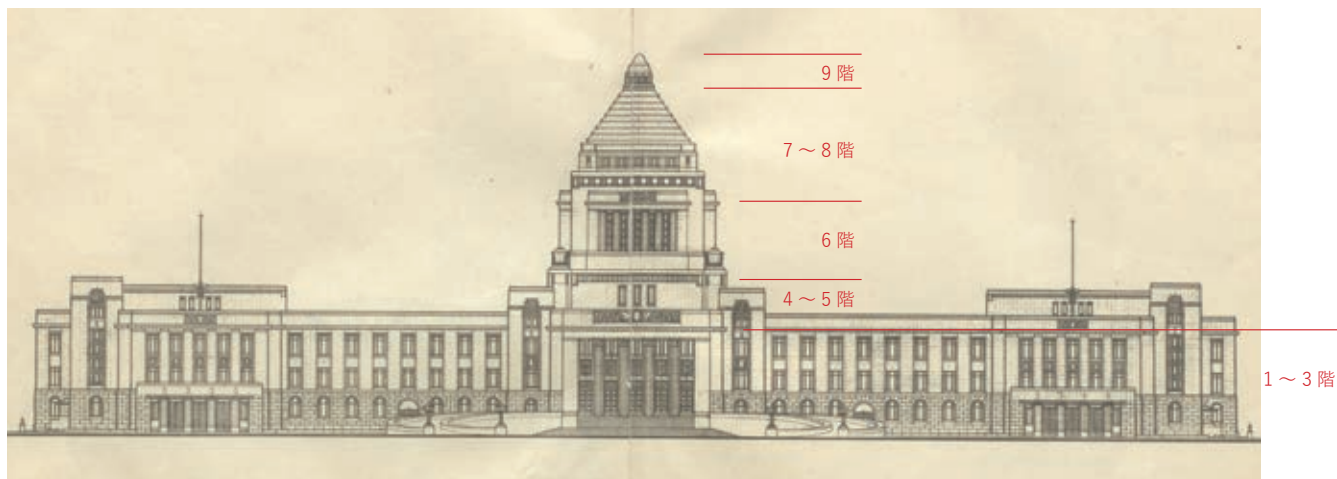


堀内正昭 昭和女子大学近代文化研究所客員研究員

1954年生まれ。1988年から昭和女子大学に勤務、昭和女子大学大学院生活機構研究科生活機構学専攻・教授（2021年3月退職）。博士（工学・東京都立大学）。

ドイツ及び日本の建築史を専門とする。特に明治政府の依頼により来日し、明治19（1886）年に国会議事堂の設計図を作成したドイツ人建築家、エンデ&ベックマン（Hermann Ende、Wilhelm Böckmann）の研究で知られる。1990年代前半には、エンデ&ベックマンの遺作である、法務省旧本館の復原改修工事にも、設計監修者として参加。

主著に『明治のお雇い建築家 エンデ&ベックマン』（井上書院1989）があり、議事堂に関連する著作に『初代国会仮議事堂を復元する』（昭和女子大学近代文化研究所2014）、『国会議事堂の誕生 仮議事堂からの5代にわたる建築史（1886-1936）』（昭和女子大学近代文化研究所2021）がある。



『帝国議会議事堂建築報告書』[附図] [大蔵省] 営繕管財局 編・刊 1938 <当館請求記号 758-145 >

* 赤字は編集上加筆したものの

議事堂の中で図書の閲覧室が4階にある理由

国会分館入口付近



Q. 帝国議会の議事堂が昭和11（1936）年に建ったとき、議事堂の設計者は、図書閲覧室をなぜ4階に置いたのでしょうか？ 塔屋の付け根の所に置くという構想は、いつからあったのでしょうか？

A. 史料の制約から、残念ながら明快に答えられないのです。ただ、それまでの“仮”議事堂との、“階数”の違いは重要なポイントです。それまで霞が関にあった第3次までの仮議事堂は、全て2階建てでした。現在の議事堂は、中央の塔頂部展望階（竣工時の図面によるところの呼称では展望階）まで数えると9階建てです。

4階以上ならば比較的広いスペースが使えるという理由で、図書館スペース（現在の国会分館）を4階に置いたのではないのでしょうか。というのも、中央塔両翼の2～3階には、議会のメインの空間である両院の本会議場があります。設計時、本会議場には、光を採るため、天窗を設けることが前提とされていたから、天窗部分の上には、他の部屋を設けることはできませんでした。そうなると、中央塔を使うしかないので。図書を置くスペースは、中央塔で、なおかつ、上の階を使うという発想につながったのではないのでしょうか。それは、46年間の仮議事堂時代にはなかった発想であり、今の永田町の議事堂で初めて実現したことです。

中央塔は“帽子”？

Q. 中央塔の下の階のスペースは通常、図書や物を置いたりするのに使うものなのでしょうか？

A. ものを置くか置かないかにかかわらず、中央塔というのは、一般に外観のデザインが優先される場所だと思います。いわば、帽子と一緒になんです。

Q. 竣工（昭和11年）以降、4階には、図書閲覧室があり、本が数多く置かれる前提だと思います。仮に“帽子”と考えるならば、本は建物に対する荷重としては、重いのではないのでしょうか？

A. 一般論として、鉄骨鉄筋コンクリート造にしていると、本の荷重は殆ど問題とならないと思います。国会議事堂は、鉄骨を組んだ上で、鉄筋コンクリートの壁を重ね合わせているので、当時として、最上の頑丈さを志した建物と評価できると思います。



（右上）（右）
書庫にて

中央塔のデザインとの関係



Q. 中央塔のデザインと4階～6階の階高との関係はどのようになっていますか？

A. 議事堂の外観を見ると、中央塔の6階に当たる部分に円柱が並んでいます。現在、書庫として用いられている5階部分は、外観の意匠から言えば、円柱を受ける基壇の下のスペースです。5階までは具体的な部屋としての機能を果たさせて、いかに外観のデザインを成り立たせるか、200mを超える正面の議事堂の幅に対し、塔には、ある程度のボリュームと高さを与えたい。6階の天井はそのために高いのです。今の議事堂の建設につながる帝国議会の議事堂の設計コンペティションが大正7（1918）年から8（1919）年にかけて行われます。そのときに、様々な案が出て、「一等案」の意匠は評価されましたが、塔がプロポーショナルとして細すぎるというコメントが付きましました。必ずしも一等案の通りに塔が造られたわけではないのです。実際に、中央塔の横幅が広くなり、4階と5階にある程度のスペースが生じているのは、中央塔と建物全体とのプロポーショナルに関係していたのかもしれないですね。

議事堂の設計図案。上から一等 渡邊福三氏案／二等 吉木久吉氏案
／三等一席 永山美樹氏案
洪洋社 編『議院建築意匠設計競技図集』洪洋社 1920
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/967480>

建物と採光の関係

Q. 議事堂での自然光の入り方は、どのようになっていますか？

A. 例えば4階で言うと、国会分館は、中央部分が吹き抜けとなっており、全体として「コ」の字型をしています。この分館の南が衆議院側、北が参議院側となり、参議院はどうしても北からの採光になるから、自然光は相当違ってきます。天気の良い日は、衆議院の方がはるかに明るいわけですね。

Q. 議事堂ってなんで東向きなのでしょう？ というのも、東を向いていることで、衆議院と参議院で太陽の光量の違いが出てきます。

A. 敷地とのかねあいが理由だと思います。今の議事堂は、206m余りの横幅に加えて通路を取っています。それに見合った敷地がないとだめだということになるので、おのずと議事堂の配置は決まってくるのです。なお、霞が関に46年間存在した仮議事堂では、間口方向（玄関がある方向）が南北で、正面が東、裏が西という配置の仕方をしてきました。その方位は、永田町に移ってから一緒なのです。

Q. 議事堂において光量の調節のためにどのような工夫がされていますか？

A. 光の採り方を上手く考えているところもあります。国会分館だと、窓を大きくすると、強烈な西日になる箇所は、窓を細めにしてある。書架を置くところでは窓は下部には設けていないことなどに、配慮があると思います。

吹き抜け部分の天井





デザインとしてのアーチについて

Q. 図書館スペースで、特徴的なところはありますか？

A. 図書館(4階や5階)には、半円アーチが多用されていることに気がきます。アーチは、アール・デコや表現派の建築の影響もあって、1920年代にデザインとして流行します。表現派の建築では、学校建築などでもアーチを多用します。議事堂の外観は直線で構成されていますが、内部空間にはアーチを入れています。

基本、アーチというのは、石造りの建物の場合、平らな天井はできないから、古い石造の建物は、天井が曲面になっています。そのため、開口部もアーチとなります。鉄筋コンクリート造の時代に入っても、アーチは構造と意匠の上で内外観に残ります。

アーチの場合は、ゆったりとした高さを感じさせることになりやすから、雰囲気がいいんですね。見上げられるし。アーチがあると、そこが一番高いところにあるんだという雰囲気を醸し出すのにつながっていきます。

国会議事堂は、3階までは、中央広間の四面にアーチが用いられて、4階や5階は、扉をはじめアーチが多用されています。

4階が贅を凝らした空間か、と言われると、議事堂全体の中ではそうではないです。例えば、本会議場では、装飾を施した木の使い方をしているように、一般的に議事堂で人目に付くようなところは内装に工夫が凝らされています。ただ、全部そこだす必要もないし、予算の問題もあるだろうから、場所によって差異化していくと思います。議会内で格式のあるところと比べると、図書スペースのような閉じられた空間は最上級のしつらえではないのですが、アーチや吹き抜けなど、雰囲気を醸し出す工夫があるのが、興味深いですね。



(上) 図書の仮置きのための台
(右上) 室内に備え付けられたストーブ
(右) 装飾が施された議員閲覧室の梁



関連記事 昭和女子大学堀内正昭研究室が製作した帝国議会の第1次仮議事堂の模型について

「聞いてみました！ 一仮議事堂の模型制作のこと」『国立国会図書館月報』719号 2021年3月 pp.12-13 (「議会開設百三十年記念 議会政治展示会 歴史をつくってきた議会、議場 ビジュアル資料からふりかえる」『国立国会図書館月報』719号 2021年3月 pp.5-15)

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11637974_po_geppo2103.pdf?contentNo=1#page=14

帝国議会の“図書館”は どこにあったのか？

現在の国会議事堂の建物は昭和11（1936）年に帝国議会議事堂として建設されたものです。議事堂には多数の部屋があります。帝国議会の議事堂の中で図書館にかかわるサービスは、どの部屋で行われていたのでしょうか。図面や写真をもとに、帝国議会の議事堂における図書館の沿革を考えます。

議事堂の変遷

第1次仮議事堂	明治23年 11月竣工	麹町区内幸町
第2次仮議事堂	明治24年 10月竣工	麹町区内幸町
広島臨時仮議事堂	明治27年 10月竣工	広島市基町
第3次仮議事堂	大正14年 12月竣工	麹町区内幸町
現議事堂	昭和11年 11月竣工	麹町区永田町 (現千代田区)



1 昭和11年の竣工当時の議事堂の図書閲覧室『帝国議会議事堂建築報告書』
[本編] [大蔵省] 営繕管財局 編・刊 1938 < 758-145 > *

※<>内は当館請求記号、()内はマイクロフィッシュ、またはマイクロフィルムの原本代替請求記号

国立国会図書館が創設されたのは昭和二三（一九四八）年ですが、蔵書の源流の一つとなっているのが、帝国議会の貴族院・衆議院に由来する蔵書です。

「国立国会図書館法」（昭和二三年法律第五号）第三〇条は、「この法律施行の日に、両議院の図書館は各々分離した図書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、国立国会図書館に移管される。」と、両院の図書館からの資料の移管を定めているのです。

書籍を通じて議員などが法令や海外の情報を得ることの重要性は、帝国議会開設当初から語られていました。

しかし、帝国議会の議事堂において、「図書館サービスを行う部屋はどこにあったのか？」をいざ考え始めると、意外に混乱させられます。歴史をさかのぼると、「貴族院図書館」「衆議院図書館」といった呼称が一貫して使われてきたわけでもないからです。

この記事では、古い写真や院内の図面をもとに、図書館や読書室など、帝国議会の図書館サービスにかかわる部屋の痕跡を探します。



2 第1次仮議事堂の図面 1階部分 『貴族院事務局史』貴族院事務局 1898 < AZ-244-G5 > (YDM310889)

元老院の蔵書

立法活動にあたり、かたわらに調査のための書籍を備えておきたい——この発想は、議会開設前の立法機関・元老院（一八七五年設置）にもありました。

ときの大政官は、図書館や教育施設にあるものを除き、各省院庁の書籍の一切を太政官に集めることを打ち出します（明治一七年一月二四日太政官第十一号達）。法令関係の蔵書を蓄積していた元老院もその対象でした。

これに対して、元老院は、急いで法律の審査を行う際の支障になると、再三にわたり、反論しました。^①

元老院は帝国議会の開設に先立って廃止されましたが、内閣から必要な本を借用するなどして議会には書籍が備えられました。^② 貴族院は、元老院に由来する蔵書をのちに一部譲り受けます。^③

最初の仮議事堂と火災による焼失

現在、永田町にある国会議事堂は昭和一一（一九三六）年に完工したものです。（右頁の表参照）

第一次～第三次の議事堂は、日比谷（現在の経済産業省の場所）に置かれました。

明治二〇（一八八七）年頃、政府は永

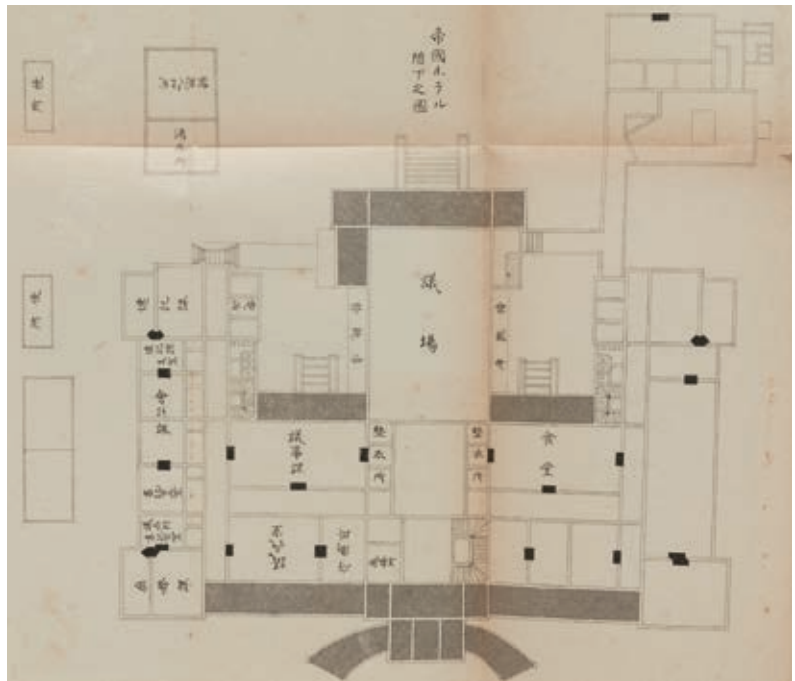
田町での将来的な議事堂建設を決めました。議会開設の日程も迫っていたため、仮に日比谷に議事堂を置きました。このため、日比谷にあった議事堂は、永田町に後に建てられる本格的な議事堂と区別して「仮議事堂」と呼ばれることがあります。

明治二三（一八九〇）年に創建された初代の仮議事堂において、文庫（二階建て、九坪余）は、それぞれ貴族院側と衆議院側にありました。別に貴族院側にも一つの文庫（八坪余）がありました^④。

ただし、明治二四（一八九二）年一月二〇日の火災で、この議事堂は二か月足らずで全焼しました。原因は漏電とも言われています。

当時の報告によると、消火活動のさ中に金子堅太郎（貴族院書記官長）と出会うたある守衛は、「文庫」の扉を閉じるようにと金子から命じられたそうです。^④ 貴族院では火災での被害冊数も判明していませんが、各課に備え付け中の図書などを含め、焼失資料は一〇〇五冊に及びました。^⑤

3 貴族院に場所を提供していたころの帝国ホテルの図面の一部
前掲 『貴族院事務局史』「帝国ホテル階下之図」



衆議院図書館にあった本から



Frederic William Maitland, *Justice and Police*, London : Macmillan and co, 1885 <衆 3000-0005 >
(右から反時計回りに) 標題紙、蔵書箋、背ラベル

Jenkin, A. F. Local government. 2nd. Ed.	1895	1	衆
Jhonsom, j. New patent Law. 6th Ed. ...	1890	1	衆
Langmeal, T. P. J. English constitutional History. 5th Ed.	1896	1	衆
Mayne, H. S. Village communities in the East and west. Lond.	1890	1	衆
Maitland, F. W. Justice and Police. Lond.	1885	1	衆
Munro, T. E. C. Constitution of Canada. 1889	1889	1	衆

4 『帝国議會図書館和漢書目録 明治31年11月現在』 貴族院事務局・衆議院事務局 1898 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/897324> (モノクロ画像) 右から標題紙、議会門のページ、洋書のページ



火災のための間借り

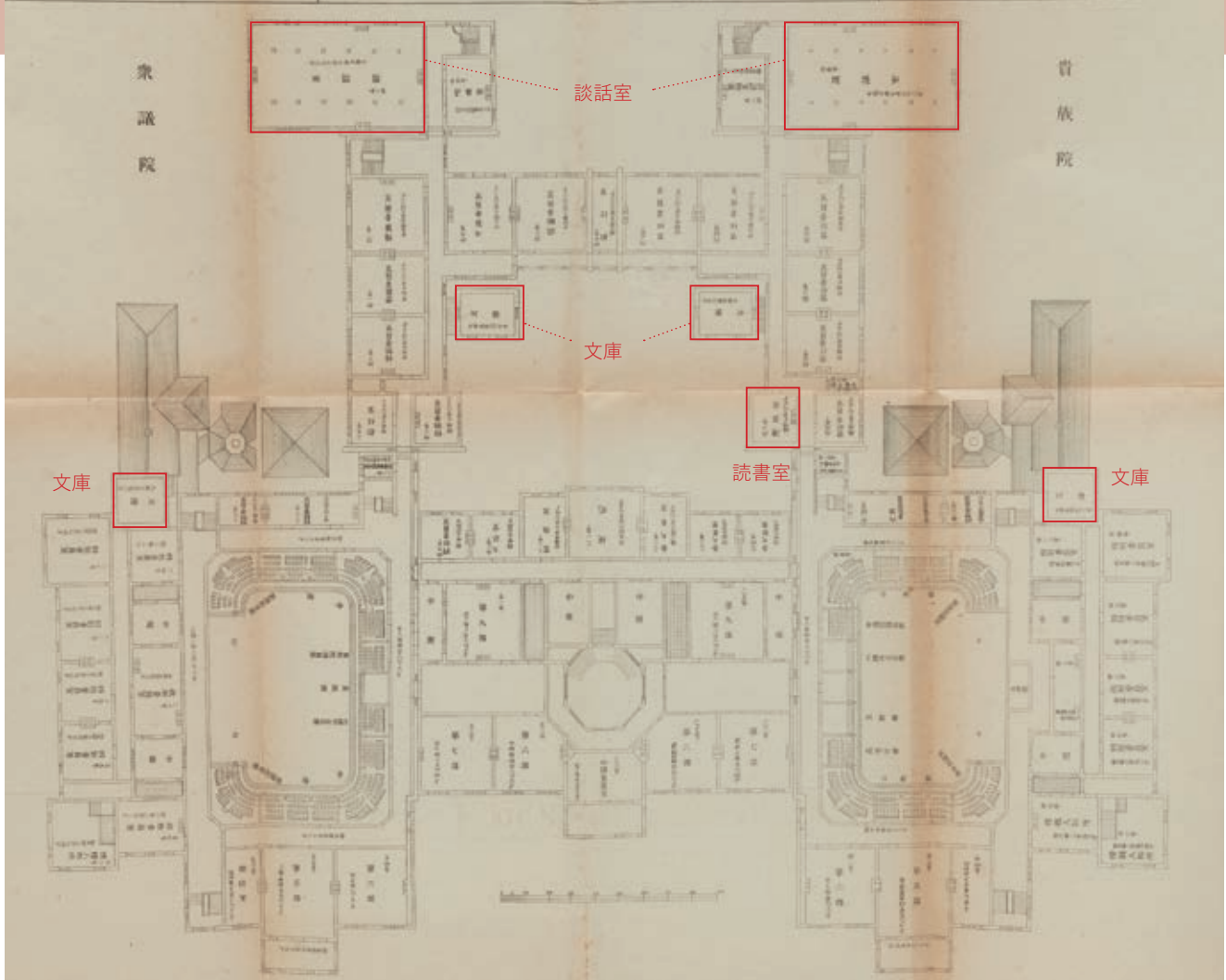
第一回帝国議会の会期中に議事堂を失い、貴族院は、華族会館、のちに帝国ホテルに、衆議院は東京女学館（工部大学校）に一時的に間借りしました。間借り中の帝国ホテルの図面を見ると、それなりにまとまって貴族院が引っ越してきていたものの、さすがに文庫や読書室は見受けられないようです〔図3〕。

ちなみに、日清戦争中に、大本営が広島に置かれたことから、急ごしらえで臨時に建造された広島島の臨時仮議事堂にも、わざわざ書物を置く専用の部屋は見受けられません。

目録タイトルの中の『帝国議會図書館』

火災後、明治二四（一八九二）年九月一七日、両院共通の議会の図書館を作ることを求める稟申（意見）が両院書記官長（金子堅太郎・曾祢荒助）の連名で、松方正義首相に出されました。議会に独立した図書館がないことが議案の起草や法令の沿革の調査の障害となっている、という問題意識があらわになっています。

この意見書を受けての一連の検討の中で、田中稻城（いなぎ）（図書館学者・のち帝国図



5 第2次仮議事堂の図面 2階部分 前掲『貴族院事務局史』

書館初代館長」といった図書館の専門家からも三階建てにするならば一階を閲覧室に、二階・三階を書庫にすると火災対策上良い、書庫の中央通路は四尺、左右は幅三尺といった実務的な意見が聞き取られています。⁸⁾

両院の書籍を一か所に集合することはにわかに実現しませんでした。両院での図書目録の協力編纂は、試みられていません。

〔図4〕は『帝国議会図書館』という言葉がタイトルに含まれる両院共通の図書目録の一つです。特に洋書の部からは、貴衆に分かれる類書を互いに突き合わせる苦労が伝わってきます。

貴族院の読書室

明治二四（一八九二）年、第一次仮議事堂と同じ場所に第二次の議事堂が再建されました。当時の図面では、貴族院側に二か所、衆議院側に二か所の計四か所に文庫（何れも九坪余、うち外側部分の一階は衆議院では倉庫）があったことが確認されます〔図5〕。

文庫のほかに、貴族院側の二階の中庭に面した場所には「読書室」（二〇坪余）が設けられました。明治中ごろの「読書

室図書閲覧心得」によると、図書を閲覧しようとするときは、「読書室備付図書目録」にて「其ノ図書名及覽閱者氏名」を様式に記載し、「読書室詰編纂課員ニ請求スヘシ」とあります。⁹⁾ 図面をみると、文庫と読書室は隣接しています。（貴族院事務局の）編纂課の職員が、請求のあった本を文庫から読書室に運んでいたとも思われます。

衆議院の談話室

衆議院側には、読書室という部屋は見受けられません。もっとも、明治二〇年代の衆議院では、「談話室」という部屋を、図書の閲覧室として活用していたようです。

その根拠は、明治二五（一八九二）年頃の「図書閲覧規則」「図書保管心得」です。同規則において、談話室には常に「図書出納者」（図書を書庫から持つてくる人）一名を置いて、「図書借覧者」（議員・職員）の便宜をはかることが定められていたからです。¹⁰⁾ 同心得によれば、談話室には図書目録も備え付けておくことになっていました。

「図書借覧規則」には、図書の借り出しのルールも定められています。借り出

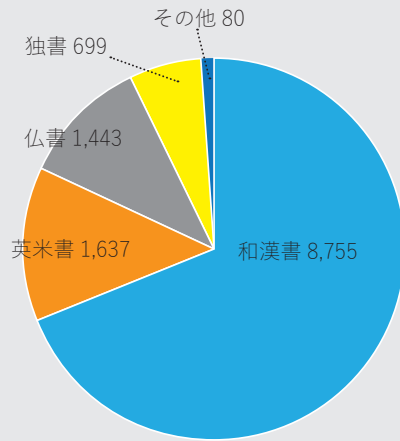
明治 34 年の衆議院図書館目録における分類門

議会門 / 法律門 / 国家学門 / 経済門 / 財政門 / 社会学門 / 統計門 / 兵学門 / 産業門 / 工学門 / 哲学、教育、宗教門 / 經書子類門 / 文学門 / 史伝門 / 地理、地文門 / 航海門 / 辞典門 / 雑書門 / 新聞、雑誌



6 大正中ごろの衆議院図書館内『帝国貴衆両院写真画帖』東京タイプ社 1917 < AZ-244-M8 >

衆議院図書館の蔵書数（言語別）



（出典）『第十六回帝国議会衆議院公報』第 3 号、1901 年 12 月 10 日 p.19 [単位 冊]

せるのは、議員と職員の一部です。貴重な本や文書を除けば、所属していない院の図書でも、借りられることになっています。東京府外に住んでいる議員は帰郷前に返却する、汚損・紛失したら弁償する、など一定の条件を守れば、二週間以内の借用が可能でした。

談話室は、広さ七七坪余に及ぶ部屋でした。貴族院と衆議院の玄関から見て二階の最も奥側の部屋で、両院にそれぞれ設けられ、式典の開催や大人数の打ち合わせのために用いられていました。

もともと、衆議院の図書借覧規則をたどると、遅くとも明治三二（一八九八）年には談話室に係員を置く旨の記載が消えています。明治三〇年代には、部屋の名称も（衆議院では）予算委員室に改まっているようです^[10]。

第一次仮議事堂の設計以前に遡ると、ドイツ人技師パウル・ケーラー（Paul Köhler）の作成図面には閲覧兼談話室（Les- und Conversations-Saal）があります^[12]。「談話室」が置かれたのも、こうした流れの系譜をひくものとも考えられます。

衆議院図書館の新築

明治三四年（一九〇一）年、議事堂の

西南側の空き地に、別棟として衆議院図書館の新築が実現しました。衆議院事務局の事務室に閲覧スペースを設ける暫定期間を取りつつ^[13]、八月から工事を始め、開館式が挙行されたのは、同年二月七日のことです。四五坪のうち、三〇坪が閲覧室で、事務室が一〇坪余でした。

開館式典における片岡健吉（衆議院議長）の演説では、「外国ノ書物ヲ衆議院ノ参考ニナルベキ分」は、事務局において経費の許す限りなるだけ翻訳して諸君「議員―筆者社」に御配りするつもりである、とあります。

議長の演説には、欧米各国の議院と交換している議会資料についても触れられており、外国の文献に関心が持たれていることが分かります。同時に、「文学美術絵画」など「娯楽ニ適スルヤウナ」本も確保されているとされていました^[14]。ちなみに当時の衆議院図書館の目録の「文学門」を眺めてみると、『群書類従』や内藤虎次郎（湖南）の『近世文学史論』などの書名が見受けられます^[15]。

未来の図書館の構想

次の議事堂の議論も進んでいました。本格的な次の議事堂建設のために大蔵



7 明治四十一年議會開會之日衆議院庭上撮影(写真)(衆議院庭上)「小川平吉関係文書」2017 当館憲政資料室所蔵



8 貴族院書記官長時代の柳田国男 貴族院書記官長室にて前掲『帝国貴衆両院写真画帖』

関東大震災の頃の衆議院図書館

関東大震災(1923年)では、議事堂は幸い火災を免れました。震災直後の9月10日ごろに、粕谷義三衆議院議長に呼ばれて、衆議院を訪問した会計検査院の職員が、折しも、震災当時の衆議院図書館の様子を目撃していました。

古い木造の帝国議会議事堂は幸運にも火災を免れ安泰であったが、附近の罹災民を多数収容していたので院内は廊下までゴッタ返していた。早速構内西南隅にある別棟の衆議院図書館に案内された。そこは美しい絨毯が敷き詰められた薄暗い閲覧室で、片隅の小机の上に、一本蠟燭の灯が細々とゆらめいていた。

(大木操『激動の衆議院秘話 舞台裏の生き証人は語る』第一法規出版 1980 p.12 < GB511-74 >)

省に設置された「議院建築調査会」(大正六(一九一七)年)の当初案においては、図書館の別館での建築が考えられていました。読書室も「別館内ニナツテ廊下続キ」で行けて静かに読書することが出来るほうがよく、書庫の拡張のためにも、ワシントンの「コングレスライブラリー」のように外に出したほうがいい、といった理由です。しかし、予算上の都合から、図書館を別棟とすることは見送られました。⁽¹⁶⁾

柳田国男と図書館

このとき、貴族院の事務方を代表する立場で調査会に参加し、議事堂内の図書館の構想について、積極的に発言しているのが、大正三(一九一四)年四月〜大正八(一九一九)年一二月の間、第四代貴族院書記官長の任にあつた官僚・柳田国男です。柳田の前職は法制局参事官です。本好きで聞こえ、内閣文庫の管理にあつた経験もありました「図8」。

日本の民俗学の祖としても知られる柳田国男はその生涯に膨大な著作を持つ人物ですが、他方で貴族院勤務時代の経験に関する本人の著述はきわめて少ないとされています。⁽¹⁷⁾ この議事堂建設のための

調査会の速記録は、奇しくも貴族院書記官長としての柳田の活発な発言を聞くことができる記録です。

柳田は、書庫に議員が十分出入りするようにしたいという考えを述べています。

塚本「靖」委員 現在ノ図書館ハ書庫式即チ「スタックシステム」デゴザリマスルカ、又議員ハ書庫内ニ入ルコトヲ得ルノデアリマスカ

柳田「国男」委員 私ハ図書館ガ愈々出来マシタナラバ、隅々迄モ議員ノ十分出入リスルヤウニシタイト思フ⁽¹⁸⁾ (後略) (「」内は筆者註)

特に、柳田が心配していたのは、将来的に本が増えて書庫が足りなくなることです。貴族院では、当面、書庫を四三坪の面積として二層にする計画でしたが、四三坪の二倍の面積があつたとしても、本の置き場所が足りなくなるのではないかと心配しています。

当時の議事堂の構想は三階建てで、柳田は、三階建ての上の屋根裏を、比較的不用な書物の置場にすることは困難か、と建築の専門家に対し質問しました。建



9 貴族院の読書室 前掲『帝国貴衆両院写真画帖』

築の担当者からは、議場（本会議場）の上はトップライトがあつて置けない、三角屋根や小さな塔の下などであればあるが、デザインが未定の設計前から屋根裏の活用を前提とはしがたいと、応答されています。⁽¹⁾

貴族院の読書室の開放

〔図9〕は貴族院の読書室を写した大正六（一九一七）年前後の大変珍しい写真です。新聞などを置くラックも部屋の両脇に見受けられます。貴族院議員を経て内相、文相を務めた水野錬太郎の回想によると、貴族院書記官長としての柳田は、議員等に対して、議会閉会中の読書室の出入りを自由にしたといえます。利用者は少なかったようですが、水野は「自分はこれが為めに非常に便宜を得た」「自分は閉会中に公開せられてより以来、常に利用して居った」「終日この室を占領し」と振り返っています。⁽²⁾

第二次仮議事堂の焼失

大正一四（一九二五）年九月、工事中の不慮の火災がもととなり、第二次の仮議事堂はほぼ全焼しました。大半が焼失

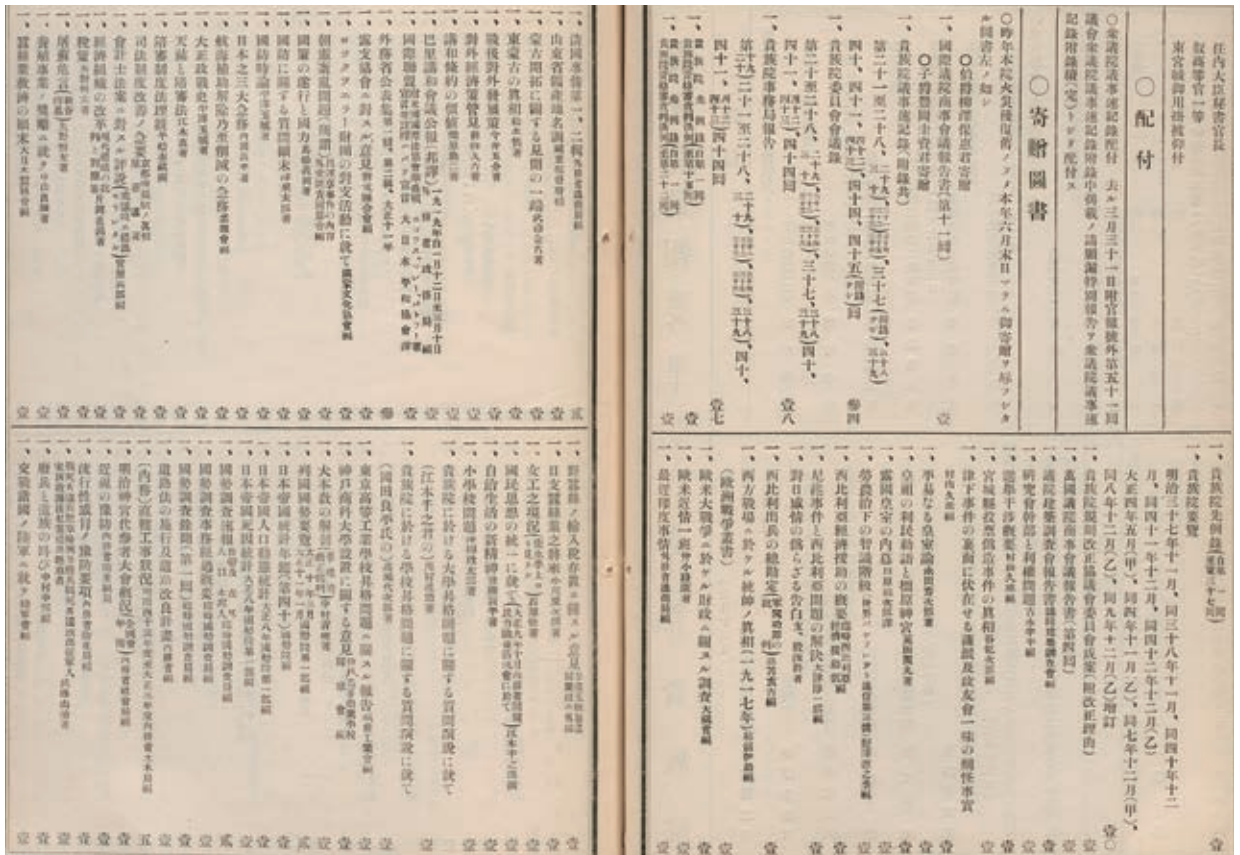
した中、別棟として西南側にあった衆議院の図書館は、火災の被害を免れました。他方で貴族院は、衆議院に比較して図書館の被害が大きく、寄贈により、貴族院議員などから資料を収集していたことが確認されます〔図10〕。

第三次議事堂の再建

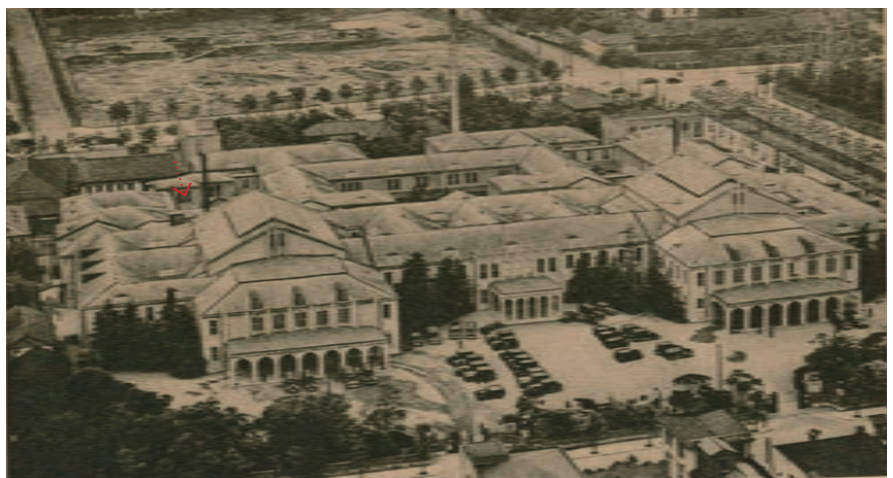
次の議会を控え、第三次の仮議事堂は、八十日余という短期の工事期間で建設されました。

両院には文庫があり、引き続き貴族院では、読書室が設けられていました。この議事堂での衆議院の図書館は比較的奥まった場所にあり〔図11〕、別棟にはなっていない。

衆議院図書館では資料の焼失を免れたとはいえ、火災を経て蔵書配列の混乱が大きくなり、久保七郎を新たに採用しました。久保は、全面開架式で斬新な図書館として知られた京橋図書館（現・中央区）に勤務するなどの実績のあった司書でした。⁽³⁾ 久保は、十進分類法の採用に努め、『衆議院図書館図書目録 昭和一五年末現在』の刊行にも尽力しました。



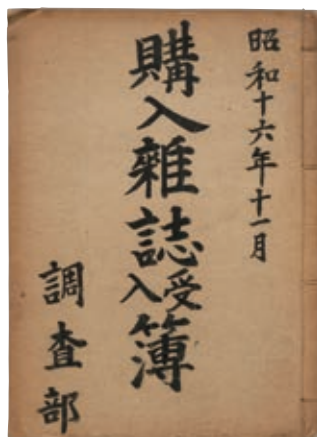
10 「貴族院彙報」号外第十 1926年8月9日付
「寄贈図書」の項のうち pp.20-21 < BZ-3-2 >



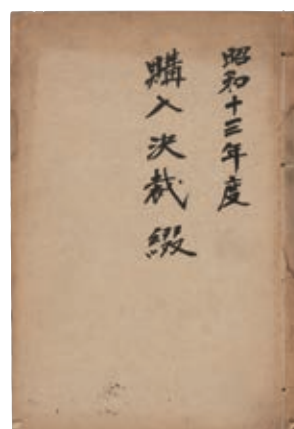
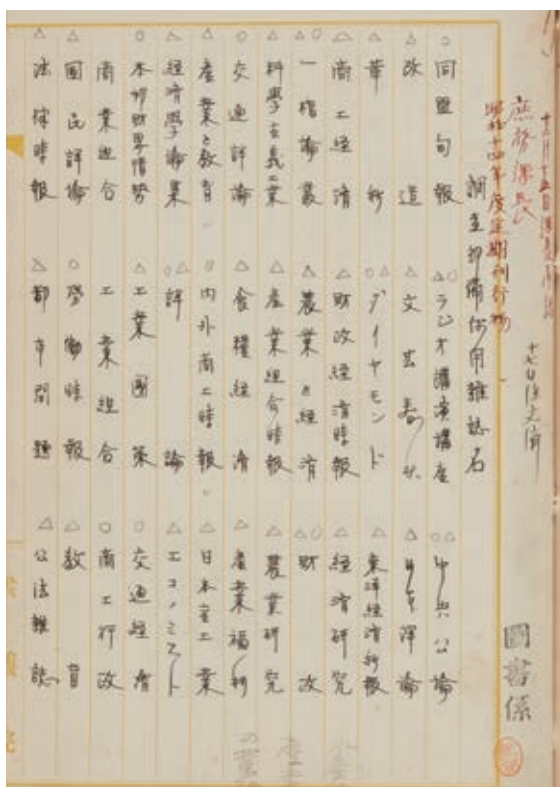
11 第3次仮議事堂を俯瞰した写真
『アサヒグラフ』1936年11月10日〔臨時号〕
より< Z23-5 > (YA-98)
矢印近辺の1階部分が衆議院図書館



12 第3次仮議事堂の図書館
『仮議事堂記念写真』〔衆議院〕 < YKA11-19 >



13-2「昭和十六年十一月 購入雑誌受簿」調査部「憲政資料室収集文書」1417-46 *収録内容は、昭和16年11月～昭和17年11月



13-1「昭和十三年度 購入次裁綴」「憲政資料室収集文書」1417-44
※13-1～3とも当館憲政資料室所蔵

永田町の議事堂

永田町の議事堂は、一七年の歳月をかけて昭和一一（一九三六）年に竣工しました。このとき、書籍をめぐるスペースは、中央塔の下部にあたる場所——主に四階——に集約されました。四階部分において、貴族院には、（議員の）閲覧室、新聞雑誌閲覧室、五つの書庫、衆議院には、両閲覧室と四つの書庫が設けられました。

移転直後当時の衆議院の図書購入に關係する記録「[図13](#)」を見ると、図書館の本を買うだけでなく、事務局各課に備え付ける図書の購入もかなり行われていたようです。

昭和一一（一九三六）年に議事堂が建設されたときには、議事堂の建設後、別館として図書館や議員会館を建設する予定がありました。これに前後して帝国議會では、議會図書館の設立を求める建議が相次いで出されており、これが戦後昭和二三（一九四八）年に国立国会図書館が設立されることの底流となっていました。

国立国会図書館の設立

昭和二三（一九四八）年の国立国会図書館設置に際し、国立国会図書館の本館は旧赤坂離宮に置かれました。他方、両院の図書館スペースのあった国会議事堂内四階には、国会分館が置かれました。その後、本館は昭和三六（一九六一）年に永田町の国会議事堂の至近へ移転しましたが、国会分館は同じ場所、国会に対する図書館サービスの最前線としての役割を果たし続けています。

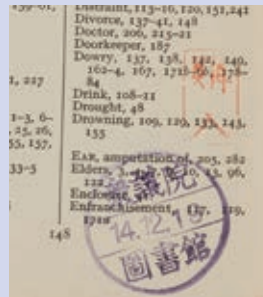
議會の象徴性を体現する本会議場などと比べると、議事堂において、本を見る場所は、いわば脇役のスペースだったかもしれません。とはいえ、図書館サービスの痕跡を議事堂の中で探していくと、名称は少しずつ異なりながらも、読書や図書館にかかわる部屋を見出すことができます。

帝国議會の三代の仮議事堂は、いつか建て替えられることが前提となっていた建物でした。次の議事堂での図書館のありべき姿は、断続的に提起されています。その歴史を受けて、現在の国立国会図書館があることを感じます。（署名ふみ）

13-3「昭和十四年度 購入決裁綴」
「憲政資料室収集文書」1417-45

書名	著者	年次	冊数	備考
Life and Writing of Voltaire	Cipriani, J.	18	1	
The Inevitable Anarchy of Democracy	Tanner, J. S.	1923	1	
Principles of Political Writing		1917	1	
The World's Earliest Law	Edwards, C.	1924	1	
An Introduction to the History of Modern Europe		1917	1	
The Best Known Works of Voltaire		1927	1	
Our Constitution	Tennant, C. W.	18	1	
An Autobiography	Spencer, H.	1916	2	
Life and Times of Democracy	Jones, A. S.	1917	1	
A Graphic History of Modern Europe	Tanner, J. S.	1916	1	

衆議院図書館にあった本から



Chilperic Edwards, *The world's earliest laws* (The thinker's library, no. 43), London: Watts & co, 1924
<衆 3000-0005 >
「衆議院図書館」の蔵書印が押されている。



14 昭和30年代の国会分館 議員閲覧室
『写真公報』3(20) 1956.10 < Z23-37 >

- 1 「元老院所蔵ノ書籍管理及ヒ図書館設置ヲ請フ許サス」 「公文類聚」 第八編・明治十七年・第八巻・文書・出版～雑載、外交・条約～雑載 (件名番号 008) 国立公文書館所蔵 <本館-2A-011-00 類 00173100 >
- 2 『貴族院事務局史』 貴族院事務局 1898 p.559 < AZ-244-G5 > (YDM310889)
- 3 同上『貴族院事務局史』 pp.551-553; 『議院規則等に関する書類』 (尚友ブックレット 24) 尚友倶楽部史料調査室・赤坂幸一 編集 芙蓉書房出版 2013 p.109 < AZ-244-L1 >
- 4 同上『貴族院事務局史』 pp.874-875 倉庫や石炭倉などと並び、書庫一棟は焼失を免れた (同書 pp.861-862)。
- 5 同上 p.563 また、内閣から借用していた 517 冊も焼失した。
- 6 堀内正昭『国会議事堂の誕生 仮議事堂からの5代にわたる建築史 (1886-1936)』 (ブックレット近代文化研究叢書 15) 昭和女子大学近代文化研究所 2021 p.68 < GB621-M3 >
- 7 前掲註 2 『貴族院事務局史』 pp.523-526
- 8 前掲註 2 『貴族院事務局史』 pp.529-531
- 9 前掲註 2 『貴族院事務局史』 p.523
- 10 「図書借覧規則」「図書保管心得」 『衆議院事務局規則』 衆議院事務局 1892 pp.53-58
<https://www.dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/789365/29>
- 11 貴族院でも談話室を、予算委員会を開催する場所に活用していた点について、葦名ふみ・牛島靖政・中嶋恵子・藤元直樹「議会開設百三十年記念 議会政治展示会 歴史をつくってきた議会、議場 ビジュアル資料からふりかえる」 『国立国会図書館月報』 719 2021.3 pp.5-15
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11637974?tocOpened=1>

- 12 前掲註 6、堀内、『国会議事堂の誕生 仮議事堂からの5代にわたる建築史 (1886-1936)』 p.13
- 13 編纂課、のち委員課で担当していた図書業務の担当部署は明治33 (1900) 年3月に「図書館」に変更。この図書館 (事務室) の一部に閲覧スペースが置かれていた。
- 14 『第十六回帝国議会衆議院公報』 第3号 1901年12月10日 pp.18-19
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1337387/33>
- 15 『衆議院図書館図書目録 和漢書之部』 衆議院事務局 1901 < 138-59(洋) > <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/897315>
- 16 『議院建築調査会報告書附属議事速記録』 大蔵大臣官房臨時建築課編・刊 1918 pp.157-158
<https://www.dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/956957/85>
- 17 岡谷公二『貴族院書記官長 柳田国男』 筑摩書房 p.158, p.215 < GK161-77 >
- 18 前掲註 16 『議院建築調査会報告書附属議事速記録』 pp.157-158
<https://www.dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/956957/85>
- 19 同上 pp.154-155
<https://www.dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/956957/84>
- 20 「懐旧録 前編ト後編」 「水野錬太郎関係文書 (寄託)」 50 当館憲政資料室寄託。なお、水野の回想では読書室の開放を大正2年3月としているが、柳田の貴族院書記官長就任は大正3年のため、これ以降の時期のことを指していると思われる。
- 21 相馬民子「帝国議会衆議院図書館における久保七郎の活動について」 『びぶろす』 45(2) 1994.2 pp.22-32 < Z21-114 >
- 22 創建当時、貴族院側 (現在の参議院側) の3階と2階に計2つの読書室が設けられていたが、今日ではそれらは政党の控室になっている。



誰がために議員はある



「フランスにはカルト規制法があると新聞で読んだ。どのような法律なのか、日本語で知りたい。フランス語の法律名も知りたい」

「〇〇衆議院議員は、かつて××参議院議員の政策担当秘書であったはずだが、そのことが確認できる資料はあるか」

「祖父は海軍大佐で、昭和二十年に戦死したが、昭和十八年には横須賀で働いていたらしい。その時の所属や階級を知りたい」

このようなご関心がある方のために、議会官庁資料室（通称…議員）はお役に立てるかもしれません。

議会官庁資料室は、政治・法律・行政関係の資料を多く所蔵しています。また、これらの資料や各種の情報源を駆使して冒頭に例を挙げたような利用者のご関心に応えるために、カウンターには私たち職員が控えています。

利用者から寄せられる質問は、実に多岐にわたっています。できる限りお役に立ちたいとは思いますが、毎回十全にお応えできるわけではなく、苦悩する毎日です。それでも、議会官庁資料室で勤務する職員として、知識と経験と勘を総動員して何とか貢献できたときは、達成感や充実感を覚

えます。

他方、カウンターで利用者をご案内するとき、しばしば申し訳なく思うことがあります。「法律関係の本はこちらですよ」と議会官庁資料室のカウンターを訪れる方がいらっしやるのですが、実は、「法律関係の本は、（全て）議会官庁資料室にある」というわけではないのです。

法律関係の資料のうち議会官庁資料室で閲覧できるのは、法令集や判例集（の多く）と、一部の参考図書です。他の資料は、システムによる資料請求を行った上で、一つ下の階の図書カウンターや雑誌カウンターで受け取るようになります。

そのため、ご希望の資料が決まっています、その資料が議会官庁資料室にない場合、利用者には下の階に戻っていただくことになってしまいます。そのようなとき、カウンターの職員は恐縮するばかりです。

まだまだカウンター業務修行中の筆者は、日々寄せられる難題に大いに鍛えられていると痛感しています。まさに利用者こそ我が師といえましよう。

（議会官庁資料課 法律資料係 水菓子）

電子書籍・電子雑誌

の収集範囲の拡大について

—オンライン資料収集制度のご紹介—



2022年6月、国立国会図書館法（以下「館法」）が改正され、2023年1月から有償又は技術的制限手段¹（DRM）の付された民間発行のオンライン資料（電子書籍・電子雑誌）²が国立国会図書館（以下「NDL」）の資料収集範囲に加わります。これを機に、オンライン資料収集制度のこれまでとこれからについて改めてご紹介します。（収集書誌部 収集・書誌調整課）

オンライン資料収集のイメージ



※イラストの出典：いらすとや <https://www.irasutoya.com/>

NDLでは、図書・雑誌等の紙の資料やCD・DVD等のパッケージ系電子出版物に加え、2013年7月から、オンライン資料収集制度^③により、民間で発行されたオンライン資料も収集しています。さまざまな出版物がオンラインでも出版されるようになった昨今、これらも収集することにより、「文化財の蓄積及びその利用^④」というNDLの使命を果たしていきたいと考えています。

これまでNDLがオンライン資料収集制度により収集してきたオンライン資料は、無償かつDRMのないもので、学会等がホームページで公開している学術論文や紀要、会報、企業の年次報告書やニュースレターなどが多くを占めています。2022年10月現在の所蔵数は約11万件です。国立国会図書館デジタルコレクションの「電子書籍・電子雑誌」コレクション^⑤において、原則として国立国会図書館内限定で公開しています。

今回の館法改正により、一般向けに販売すなわち有償頒布されている電子書籍や電子雑誌も収集の対象となります。

なります。ただし、機密扱いのもの、書式、ひな形その他簡易なもの^⑥、申込・承諾等の事務が目的であるもの、紙の図書・雑誌と同一版面である旨の申出がありNDLが確認したもの、機関リポジトリ収録資料のように長期利用目的でかつ消去されないものなどについては、収集の対象とはなりません。

なお、2023年1月18日からは、オンライン資料収集制度により収集したPDFフォーマットのもののみを対象に、著作権法等の範囲内で複写サービスを開始する予定です。

電子出版の市場規模は2021年現在4,622億円とも言われており^⑦、今後も増え続けるものと思われ、資料の散逸を防ぎ、より多くの資料を将来にわたりお使いいただけるよう、オンライン資料の収集を進めていきます。



国立国会図書館ウェブサイト
「オンライン資料収集制度 (e デポ)」

館法第 25 条の 3 第 1 項「公衆」の解釈変更について

今回の国立国会図書館法の改正に合わせて、第 25 条の 4 第 1 項における「公衆に利用可能とされ、又は送信される」について、特定多数向けに提供されている場合を含むと解釈します。このことは、第 34 回納本制度審議会*（令和 3 年 3 月 25 日）においても、「機密情報に該当しない限りは、特定多数向けのオンライン資料も収集対象にすべきであろうことに異論はない」と確認されました。

他方、インターネット資料を定義する第 25 条の 3 第 1 項の「公衆に利用可能」について、当館は「不特定の者がインターネットを通じてアクセスできること」と解釈していました（参考：「インターネット資料の収集に向けて一國等の提供するインターネット資料を収集するための国立国会図書館法の改正について」『国立国会図書館月報』581 号，2009.8, p.7）。しかし、機密情報に該当しない限りは特定多数向けの資料も収集対象にすべきという当館の使命は対象がオンライン資料（第 25 条の 4 第 1 項）かインターネット資料（第 25 条の 3 第 1 項）かで変わらないため、第 25 条の 3 第 1 項の「公衆に利用可能」についての従来の解釈を変更し、特定多数向けに提供されている場合を含むと解釈します。もっとも、今回の解釈変更により、収集対象の範囲が大きく変更されるものではありません。

*納本制度に関する重要事項について調査審議をし、館長に意見を述べる諮問機関

（参照条文）

○国立国会図書館法（昭和 22 年法律第 5 号）（抄）

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

2・3（略）

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

2～4（略）

（注）

1 Digital Rights Management, 著作権保護の目的で利用や複製を制限する技術

2 「国立国会図書館法」第 25 条の 4 第 1 項「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるもの」

3 国立国会図書館ウェブサイト「オンライン資料収集制度（e デポ）」<<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/online/index.html>>

4 「国立国会図書館法」第 25 条の 4 第 1 項

5 国立国会図書館デジタルコレクション <<https://dl.ndl.go.jp/>> の「電子書籍・電子雑誌」コレクションでは、オンライン資料収集制度（約 11 万件）のほか、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で収集した官民のウェブサイトからオンライン資料に相当するファイルを切り出したもの（約 72 万件）、国立国会図書館刊行物（約 1 万件）及び NII-ELS（国立情報学研究所電子図書館事業）からの移管分（約 60 万件）をあわせて、累計約 144 万件を公開しています。

6 前掲注 2 「国立国会図書館法」第 25 条の 4 第 1 項

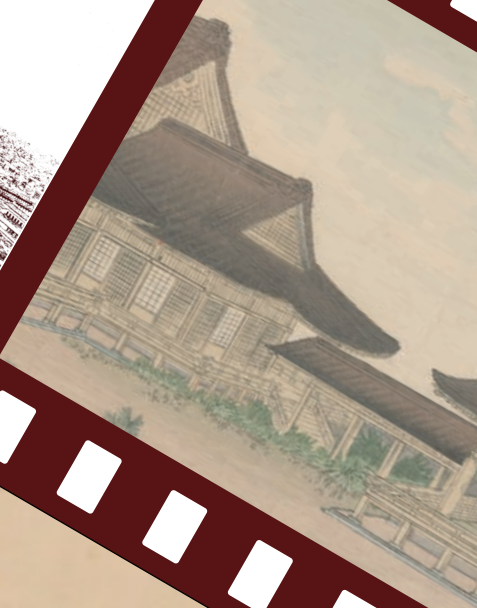
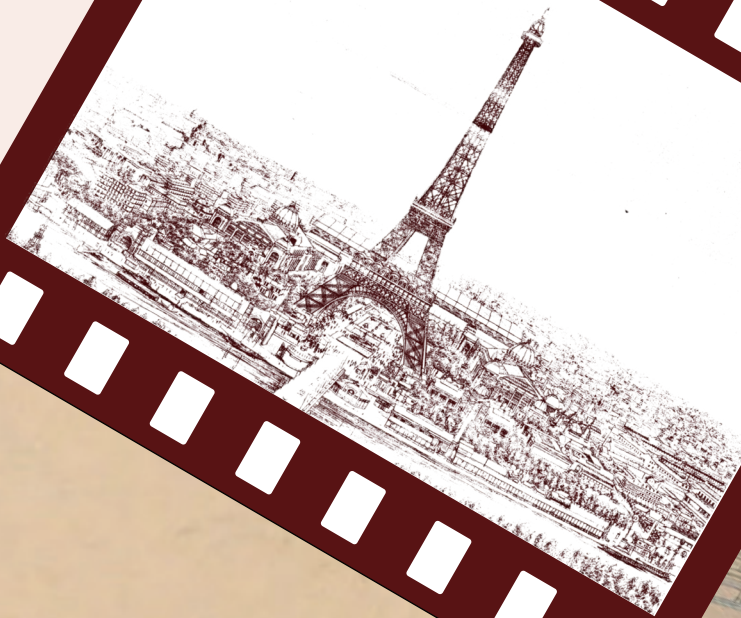
7 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程第 3 条

8 『出版指標年報 2022』全国出版協会出版科学研究所 p.16< 当館請求記号 Z45-26>



国立国会図書館関西館
開館20周年記念
企画展示

タイムトラベル 万博



(左上から)

Palais de Cristal : Journal Illustré de l'Exposition de 1851 et du Progrès des Arts Industriels, Joseph Thomas, 1851.5.7-1851.10.11 【Z51-P785】

『仏国巴里万国大博覧会報告書』[農商務省] 1890【特 70-462】

Advertisements of Japanese representations in the World's Columbian Exposition, Koronbia Hakurankai Kizi Kyokai, 1893【B-119】

※【 】内は当館請求記号

関西館では、開館 20 周年を記念した展示会「万博タイムトラベル」を開催します。万博は当時の世界の様相を映し出し、時代ごとにその姿を変えてきました。今回の展示では、初回の 1851 年ロンドン万博以降、主な万博に関する当館所蔵資料約 150 点を展示します。2025 年の大阪・関西万博まで 1000 日を切った今、万博を通じて世界の歴史を辿り、変化し続ける万博の意義と魅力、そしてこれからの展望に想いを馳せてみませんか？



展示構成

- 序章 万博の概要
- 第 1 章 万博の黎明期 (1851 年～ 1927 年)
- 第 2 章 世界大戦を挟んで (1928 年～ 1960 年)
- 第 3 章 戦後の社会から未来へ (1960 年～)
- 第 4 章 万博研究

令和 5 年

1/19 木 ▶ 2/14 火

9:30 ~ 18:00 (日曜・祝日は休館)

国立国会図書館関西館 地下 1 階大会議室

入場無料・年齢制限なし



1



3



2

1 『一千八百七十六年費府博覧会分類略表』米国博覧会事務局 [1876] 【特 60-767】

2 『仏蘭西巴里府万国大博覧会報告書 2』仏国博覧会事務局 1880 【35-36】

3 『一九三七年「近代生活ニ於ケル美術ト工芸」巴里万国博覧会協会事務報告』巴里万国博覧会協会 編・刊 1939 【776-36】

○お問い合わせ先
0774-98-1341 (関西館資料案内 9:30 ~ 17:00)

関連講演会

オンライン開催・要事前申込

詳細はホームページをご覧ください。

「万博学のすすめ」

令和 5 年 2 月 4 日 (土) 14:00 ~ 15:30

講師 佐野真由子氏 (京都大学大学院教育学研究科教授)



本屋に

ない本



閣議付議事項の 件名等目録

内閣官房内閣総務官室 編・刊
平成22(2010)年～平成30
(2018)年
年刊 21cm
<請求記号 Z41-909>
※上の表紙は平成30(2018)年版

報道等では、しばしば、「閣議決定」という言葉を見聞きする。では、閣議決定の本文や内容は、どのようなものなのだろうか。そのような疑問について、調べる助けとなる資料が本誌である。

本誌は、内閣官房において、閣議に付議された案件のうち、不公表とされている案件、叙位・叙勲等の人事関係案件、恩赦等を除いて、日常業務を円滑に処理する上で参考となる案件を資料として整理し、編集したものである。昭和39(1964)年から平成30(2018)年まで、閣議に付議された案件が、年ごとに1冊にまとめられ、刊行されていた(昭和39年から平成21(2009)年までのタイトルは『閣議及び事務次官等会議付議事項の件名

等目録』)。なお、令和元(2019)年以降のものも含め、近年の主要な閣議案件については、首相官邸等の政府機関のウェブサイトに掲載されている。

本誌は3編で構成される。「第1編 件名」においては、閣議に付議された案件(後述する法律案等は除く。)の件名が、一覧表にまとめられている。閣議に付議された案件は、その内容によつて「閣議決定」、「閣議了解」、「閣議報告」として処理されるが、表においては、閣議に付議された日付と決定、了解、報告の別を確認することができ、本文が収録されている案件については、収録されているページも書かれている。件名は、所管する府省で分類

され、府省ごとに時系列順に並べられている。他の2編も同様の配列である。

「第2編 内容」は、主要な案件の本文を収録している。なお、第1編に載つていても、第2編には収録されていない案件も多い。

「第3編 法律案等件名」は、内閣提出法律案や質問主意書に対する答弁書等の国会提出議案等の件名の一覧表である。法律案については、成立した場合、公布日も確認することができる。

冒頭の疑問のように、ある閣議決定の本文を見たい場合、次の手順で探すことができる。第一に、所管する府省のは防衛省の可能性が高い。第二に、第1編から見たい閣議決定を探し、本

文収録ページを確認する。第三に、第2編の収録ページを見る。

さらに、ここでは、本誌を「読む」ことを提案したい。第2編に収録された主要な案件の本文を眺めることで、その年の政治・政策の特徴を感じることができるからだ。たとえば、平成23(2011)年には、東日本震災に関する案件が多数付議され、政府の対応がうかがえる。また、平成30(2018)年には、天皇陛下の御退位に関する決定が複数なされて、翌年の準備が進められていることが分かる。

本誌は、政府の1年の動きを映した「鏡」とも言えるだろう。

(米井大貴)

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介いたします。

NDL Topics

令和4年度東日本大震災アーカイブシンポジウム「震災記録を次世代につなぐ」

国立国会図書館と東北大学災害科学国際研究所は、「東日本大震災アーカイブシンポジウム」を開催いたします。

東日本大震災から11年が経過しました。震災が伝える経験や教訓を語り継ぎ、未来に生かしていくことの重要性がますます高まっています。

本シンポジウムでは、今、アーカイブや組織を構築する意義と取り組みについて、震災アーカイブを現在構築中の岩手県宮古市と教訓の継承を担う復興庁復興知見班（2021年4月新設）からご報告します。

また、国立国会図書館からはひなぎく（国立国会図書館東日本大震災アーカイブ）構築の経緯と現在の展開を、東北大学災害科学国際研究所からはみちのく震災伝の活動を振り返ります。

最後に登壇者全員で東日本大震災の記憶・記録・教訓を後世につなげていく中での課題について議論します。

○日時

令和5年1月9日（月曜・祝日）午後1時～4時

○会場

東北大学災害科学国際研究所多目的ホール

（仙台市青葉区荒巻字青葉468-1）

仙台市宮地下鉄青葉山駅下車 南1出口徒歩3分

会場の映像をウェブ会議システム（Zoom）を用いて事前登録者に対して同時配信します。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン開催のみの開催となる場合があります。

○申込方法

「みちのく震災伝」(<https://shinokuden.irdes.tohoku.ac.jp>)掲載のシンポジウム案内からリンクしている「参加申込みフォーム」にてお申し込みください。定員（会場90名、オンライン300名）に達した時点で受付を終了します。

○問合せ先

東北大学災害科学国際研究所災害人文社会研究部
防災文化アーカイブ研究分野

電話 022(752)2099

電子メール archiveforum@irdes.tohoku.ac.jp

※シンポジウムの詳細については、「みちのく震災伝」ホームページをご覧ください。



令和3年度シンポジウムの様子（パネルディスカッション）

林光コレクシヨン（手稿譜及びその関連資料）を追加公開します

音楽・映像資料室では、令和5年1月20日に林光コレクシヨンを追加公開します。内訳は、手稿譜563点、関連資料111点です。

林光コレクシヨンは、オーケストラ、器楽曲、ピアノ曲、合唱曲、オペラ、映画音楽、音楽評論など多岐にわたる音楽活動で知られた林光氏（1931-2012）の手稿譜及び作曲活動に関連する資料のコレクシヨンです。

今回の追加公開により、第2回公開分までを補う楽譜や作曲過程でのスケッチ（草稿）、幼少期の楽譜帳などが加わり、当館所蔵の手稿譜は合計2,983点、関連資料は合計3,021点となります。

リサーチ・ナビトップ▼資料の種類から調べる▼録音・映像関係資料▼楽譜▼手稿譜及びその関連資料
<https://navi.ndl.go.jp/avmaterial/manuscript.html>

NDL Topics

令和4年度国立国会図書館長と行政・司法各 部門支部図書館長との懇談会

令和4年11月14日、標記の懇談会が開催されました。これは、各府省庁と最高裁判所に置かれた支部図書館の充実に資するため、支部図書館長等を招いて毎年行っているものです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からオンライン形式で行い、支部図書館25館、分館5館から、49名の支部図書館長、支部図書館職員が参加しました。

国立国会図書館（中央館）は、「知的活動を支えるデジタル情報基盤の整備」と題し、デジタル情報基盤の整備に係る重点事業とその進捗状況について報告しました。

支部図書館からは、太原芳彦支部気象庁図書館長から「気象庁図書館とDX」と題して、また、玉原雅史支部農林水産省図書館長から「電子化図書資料の取組」と題して、それぞれの所属する省庁で発行された刊行物の電子化とその利用提供に関する取組について報告しました。



新刊案内

レファレンス 863号

「押し付け憲法」論の起源

高速道路の費用負担

マンシヨンの管理の現状と課題ーマンシヨンの「二つの古い」とタワーマンシヨンの増加を踏まえてー

欧州の子ども関連施策における機関連携の諸相



A4 100頁 月刊 1,100円(税込)
発売 日本図書館協会

カレントアウェアネス 354号

米国の図書館における検閲に関する動向

危機下での図書館運営

「データ視覚化ロードショー」…大学図書館による

データ視覚化講座

メタリテラシー…ポスト真実時代の情報リテラシー

内閣府エビデンスシステム(eCSI)の概要と今後の方向性

^動向レビュー^

公共施設等総合管理計画と公立図書館の施設整備



A4 24頁 季刊 440円(税込)
発売 日本図書館協会

入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電話 03(3523)0812

1

NATIONAL
DIET
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2023.1

NO.741

JANUARY
2023

CONTENTS

New Year Greetings for 2023

- 03 <Book of the month-from NDL collections>
Kokkai no hanashi: For the next generation
- 07 A library in the National Diet Building
- 08 The National Diet Library's Detached Library in the Diet
- 12 An interview with HORIUCHI Masaaki: Asking a professional of architectural history
- 16 Where was the library in the Japanese Imperial Diet Building?
- 27 Expansion of the acquisition of e-books and e-journals: Introduction of the e-legal deposit system for online publications
- 30 Exhibition commemorating the 20th anniversary of the Kansai-kan World Expo Time Travel
- 26 <Tidbits of information on NDL>
For whom does the Parliamentary Documents and Official Publications Room exist
- 32 <Books not commercially available>
Kakugi fugi jiko no kenmei to mokuroku
- 33 <NDL Topics>

国立国会図書館月報

令和5年1月号 (No.741)

令和5年1月1日発行

発行所 国立国会図書館

編集者 松浦 茂

印刷所 株式会社丸井工文社

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03 (3581) 2331 (代表)
FAX 03 (3597) 5617
E-mail geppo@ndl.go.jp
<https://www.ndl.go.jp/>

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。
本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜粋して転載される場合には、事前に当館総務部総務課にご連絡ください。
本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<https://www.ndl.go.jp/>) >刊行物>国立国会図書館月報でご覧いただけます。



NATIONAL
D I E T
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2 0 2 3 . 1

 国立国会図書館
National Diet Library, Japan

図
書

国
人

国
士